本人
配偶者

介護保険負担限度額認定　預貯金等申告書

別紙1

介護保険負担限度額認定を申請するにあたり、次のとおり通帳等の写しを添付いたします。

本人	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		生年月日	明・大・昭　年　月　日
	住所	〒 連絡先　（　）		
配偶者	フリガナ			
	氏名			

○　預貯金等に関する申告

本人
貼り付け欄

配偶者
貼り付け欄

預貯金等の種類は裏面を御覧ください。

《注意事項》

1　次の点がわかるようにお願いします。

①**銀行名・支店名・口座番号・名義人**のわかる部分
(※通帳の1ページ目。見開き部分)

②**最終の残高**がわかる部分
(※直近2ヶ月の残高がわかるページを含む)

③貼りきれない場合は、ずらして貼る・裏面に貼る等、文字が確認できるようにお願いします。

2　**最終記帳日**が申請の直近から、原則2ヶ月前までにでお願いします。
例)申請日が令和7年6月1日の場合は、

市記入欄

本人	配偶者	単身・夫婦

〇預貯金等の種類について

1　預貯金等には、具体的に次のようなものが含まれます。
　資産性があるもの、換金性が高いもの、かつ価格評価が容易なものを資産勘案の対象とします。
　あてはまるものすべてについて、裏面の枠に添付してください。
※預貯金等の写しは、**申請日の直近から2ヶ月前まで**のものを提出してください。

種類	提出方法
預貯金 （普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであればウェブサイトの口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金 （現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

2　次のものは預貯金等に含まれません
・生命保険
・自動車
・貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）
・その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）